

(5)添付資料5 事業費算出内訳の根拠資料【3】

事業費算出内訳

事業区分	費用区分	員数	単価	金額	備考
ごみ処理	災害廃棄物運搬処理業務				
	(運搬業務)				
	片道(25km)以内 大型平ボディ	1回	40,000	40,000	(株) 19回 825,00円
	4tコンテナ	1回	25,000	25,000	
	片道(25~37.5km) 大型コンテナ	14回	44,000	616,000	
	片道(37.5~50km) 大型コンテナ	3回	48,000	144,000	
	片道(25km)以内 大型コンテナ	1回	40,000	40,000	(株) 1回 40,000円
	(処理業務)				
	建設木くず	38,440kg	20	768,800	(株)
	生木	3,350kg	25	83,750	(株)
	廃プラスチック	5,370kg	47	252,390	(株)
	畳	3,130kg	39	122,070	(株)
	安定型石綿含有(レベル3)	11.5㎡	32,000	368,000	(株)
	管理型石綿含有(レベル3)	7.6㎡	37,000	281,200	(株)
	燃えがら、ばいじん	850	30	25,500	(株)
	小計			2,766,710	
消費税			276,671	小計の10%	
	合計			3,043,381	

- (注) 1. 直営分、市町村及び一部事務組合への委託事業について、職員の超過勤務手当等の人件費は含まれないものであること。  
2. 諸経費は計上しないこと。

## 災害廃棄物運搬処理業務【3】

3,043,381 円(実績)

契約の相手方：一般社団法人 XXXXXXXXXX

契約方法：随意契約（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号）

業務内容：仮置場で積込された災害廃棄物を廃棄物の種類ごとに処理場へ運搬し、処理するもの。

業務期間：令和元年 10 月 15 日から 10 月 31 日

- 添付資料：(1) 処分費及び運搬費単価表（産資協）  
(2) 単価表の考え方及び補足説明（産資協）  
(3) 契約書  
(4) 仕様書  
(5) 随意契約に付する理由、見積一者のみの理由書  
(6) 実績集計表  
(7) 運搬距離図

処分費及び運搬費単価表 ( )

別表1 (処分費)

(1) 中間処理施設

【チップ化施設】

(税抜)

廃棄物の種類	単価 (円/kg)
建設木くず	20円
生木	25円
竹	27円
伐根	30円
	円

【再生砕石化施設】

(税抜)

廃棄物の種類	単価 (円/kg)
無筋コンクリート30cm以下	3円
無筋コンクリート30cm超	4円
有筋コンクリート30cm以下	4円
有筋コンクリート30cm超	5円
コンクリート二次製品	5円

【前処理のための破碎施設】

(税抜)

廃棄物の種類	単価 (円/kg)
畳 ⇒ 焼却処理施設へ	36円
布、生木 (15cm以下) ⇒ 焼却処理施設へ	44円
廃プラスチック類 ⇒ 焼却処理施設へ	50円
	単価 (円/m <sup>3</sup> )
廃プラ埋立前処理	5,000円
廃プラ埋立前処理 (パッカー車の場合)	10,000円
※二次運搬費含む	

【民間焼却施設】

(税抜)

廃棄物の種類	単価 (円/kg)
畳	39円
その他可燃ごみ相当品 (布団、生木含む)	47円
	円
※その他可燃ごみについては、破碎禁忌品を除く。	

【RPF施設】

(税抜)

廃棄物の種類	単価 (円/kg)
畳、布団	60円
	円

【総合中間処理】

(税抜)

廃棄物の種類	単価 (円/m <sup>3</sup> )
混合廃棄物 (二次運搬費含む)	13,000円
	円
	円
	円
	円

(2) 最終処分場

【安定型】

(税抜)

廃棄物の種類	単価 (円/m <sup>3</sup> )
安定型	15,000円
石綿含有 (レベル3)	32,000円
	円
	円
	円

【管理型】

(税抜)

廃棄物の種類	単価 (円/m <sup>3</sup> )
管理型	30,000円
石綿含有 (レベル3)	37,000円
	円
	円
	円

【焼却施設残渣物】

(税抜)

廃棄物の種類	単価 (円/kg)
燃えがら、ばいじん	30円
	円
	円
	円
	円

別表2 (運搬費)

(1) 車種別日単価

(税抜)

車種	単価 (円/日)
10t平ダンプ (オペレーター、燃料費込み)	60,000円
10t箱ダンプ (オペレーター、燃料費込み)	80,000円

(2) 距離別単価

(税抜)

種別	運搬距離	単価 (円/回)
大型コンテナ車・大型深ダンプ・大型平ボディトラック	片道 (25km以内)	40,000円
	片道 (25~37.5km)	44,000円
	片道 (37.5~50km)	48,000円
	片道 (50~62.5km)	52,000円
	片道 (62.5~75km)	56,000円
	片道 (75~87.5km)	60,000円
	片道 (87.5~100km)	64,000円
	片道 (100~112.5km)	68,000円
	片道 (112.5~125km)	72,000円
4tコンテナ車・ダンプ・4t平ボディトラック	片道 (25km以内)	25,000円
	片道 (25~37.5km)	28,600円
	片道 (37.5~50km)	32,200円
	片道 (50~62.5km)	35,800円
	片道 (62.5~75km)	39,400円
	片道 (75~87.5km)	43,000円
	片道 (87.5~100km)	46,600円
	片道 (100~112.5km)	50,200円
	片道 (112.5~125km)	53,800円
4tパッカー車	片道 (25km以内)	30,000円
	片道 (25~37.5km)	34,300円
	片道 (37.5~50km)	38,600円
	片道 (50~62.5km)	43,000円
	片道 (62.5~75km)	47,300円
	片道 (75~87.5km)	51,600円
	片道 (87.5~100km)	55,900円
	片道 (100~112.5km)	60,200円
	片道 (112.5~125km)	64,600円
	片道 (125km超)	68,900円

※片道距離：積込場所から処分先までの直線距離

(別表) 単価表 の考え方及び補足説明

建築施工単価 (19-夏号) -建設副産物処理・処分場情報-の  
「建設廃棄物収集・運搬費」( 地域協議会調べ) 及び「建設廃棄物処理・処  
分費」( 関東地域協議会調べ) の 具における調査価格に基づくことを原則と  
する。

別表 1 (処分費)

(1) 中間処理施設

- ・「建設廃棄物処理・処分費」に掲げられているものについては、 における  
下限価格により、掲載されていないものについては、実勢価格による。

(2) 最終処分場

- ・「建設廃棄物処理・処分費」の における最終処分費の該当処分場の下  
限価格による。

別表 2 (運搬費)

(1) 車種別日単価

- ・実勢単価による。

(2) 距離別単価

- ・首都圏「建設廃棄物収集・運搬費」の における該当車種の下限価格に  
より算出 大型コンテナ及び4 tコンテナ車  
4 tパッカー車は4 tコンテナ車の×1.2
- ・上記備考欄; 有料道路代、フレコン代、コンテナ設置費用、夜間・休日等別  
途料金とすること。

## 業務委託単価契約書

1. 委託業務の名称 災害廃棄物運搬処理業務
2. 委託期間 令和元年10月15日から令和元年10月31日まで
3. 委託金額 裏面別表1及び別表2のとおり
4. 契約保証金 免除

上記の業務委託について、発注者（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）は、別添の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年10月11日

発注者（甲）

受注者（乙）

別表1 (処分費)

(1) 中間処理施設

【チップ化施設】

(税抜)

廃棄物の種類	単価 (円/kg)
建設木くず	20円
生木	25円
竹	27円
伐根	30円

【民間焼却施設】

(税抜)

廃棄物の種類	単価 (円/kg)
畳	39円
その他可燃ごみ相当品 (布団、生木含む)	47円
※その他可燃ごみについては、破碎禁忌品を除く。	

(2) 最終処分場

【安定型】

(税抜)

廃棄物の種類	単価 (円/m <sup>3</sup> )
安定型	15,000円
石綿含有 (レベル3)	32,000円

【管理型】

(税抜)

廃棄物の種類	単価 (円/m <sup>3</sup> )
管理型	30,000円
石綿含有 (レベル3)	37,000円

【焼却施設残渣物】

(税抜)

廃棄物の種類	単価 (円/kg)
燃えがら、ばいじん	30円

別表2 (運搬費)

(1) 距離別単価

(税抜)

種 別	運搬距離	単価 (円/回)
大型コンテナ車 大型深ダンプ 大型平ボディトラック	片道 (25km以内)	40,000円
	片道 (25~37.5km)	44,000円
	片道 (37.5~50km)	48,000円
	片道 (50~62.5km)	52,000円
	片道 (62.5~75km)	56,000円
	片道 (75~87.5km)	60,000円
4 t コンテナ車 4 t ダンプ 4 t 平ボディトラック	片道 (25km以内)	25,000円
	片道 (25~37.5km)	28,600円
	片道 (37.5~50km)	32,200円
	片道 (50~62.5km)	35,800円
	片道 (62.5~75km)	39,400円
	片道 (75~87.5km)	43,000円

※片道距離：積込場所から処分先までの直線距離

# 仕 様 書

## 1 業務名

災害廃棄物運搬処理業務

## 2 業務期間

令和元年10月15日から令和元年10月31日まで

## 3 業務場所

市運動公園内仮置場

## 4 業務の概要

### (1) 業務概要

令和元年9月9日台風15号により、市内で発生し、市運動公園内仮置場（以下「仮置場」という。）に搬入された災害廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の処理施設への運搬及び処理業務を行うものとする。

### (2) 目的

仮置場の管理・運営に支障を生じさせないように、災害廃棄物の搬入予定量、保管量を見据えながら、適正に搬出、処理を行うことを目的とする。

なお、搬出、処理に当たっては、災害廃棄物の飛散・流出等により、生活環境保全上の支障が生じることがないように関係法令に基づき適正な防止措置を講じることとする。

### (3) 業務の対象となる災害廃棄物の種類、予定数量及び搬出予定先等

別紙のとおり

## 5 業務内容

### (1) 業者選定

仮置場における災害廃棄物の搬入予定量、保管量を見据えながら、災害廃棄物の種類ごとに搬出先を選定し、併せて、当該搬出先までの運搬業者を産業資源循環協会会員事業者から選定する。

### (2) 書面での処理依頼

事業者にあつては依頼書により、処理を依頼する災害廃棄物の種類、数量、処理単価（本件業務委託契約書で定める単価）によることとする。なお、処理単価については諸経費を含めないこととする。

処理業者については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1項第9号に基づき、一般廃棄物の処理又は再生の場所がその区域内に含まれる市町村への事前通知が必要な場合があることから、本市に事業者リスト等を提出すること。

### (3) 運搬業務

原則として、災害廃棄物の性状に適した荷台形状のダンプトラックにより効率的に運搬する

こと。

運搬に当たっては、トラックスケールの計量システムにより積載物の重量を測定、記録した上で搬出するとともに、積載物の飛散流出等について必要な防止措置を講ずること。なお、仮置場にトラックスケールが無い場合は、搬出時には積載量に留意のうえ受入先でトラックスケールにより計量し、記録することに替えることができる。

また、1日（8時間）単位で運搬を依頼し、日単価（オペレーター、燃料費込み）をもって精算することを基本とするが、XXXXXXXXXX事業者処分場への運搬であって、1日に満たない時間で依頼する場合は、日単価を上限として、廃棄物の種類及び運搬距離に応じたトン単価に運搬トン数を乗じた費用で精算することができる。

#### (4) 処理業務

処理業者の選定に当たっては、環境負荷の大きい焼却処分又は埋立処分の量を可能な限り少なくし、再生利用に努めるよう配慮すること。また、業務の実施に際しては、災害廃棄物の飛散流出をはじめ、周辺地域の生活環境の保全に支障を及ぼさないよう必要な防止措置を講ずること。

#### (5) 処理の完了確認について

産業廃棄物管理票制度を準用して、本件業務用マニフェストを運用することなどにより、災害廃棄物の適正処理が完了したことを確実に確認すること。

### 6 受託者の責務

#### (1) 安全対策

ア 受託者は、運搬中又は処分場など作業現場の危険防止に万全を尽くし、事故等のないように十分な体制を整えて業務を行い、業務従事者の安全確保に努めること。

イ 受託者は労働安全衛生に関する関係法令に基づき、安全衛生に関する専任管理者を定めて、必要な手続きを行うとともに最善の注意による安全衛生管理を受託者の責任において行うこと。

ウ 受託者は、作業現場の安全確保対策や、自然災害、火災及び事故等の対策等について定めた安全管理計画を策定し、その計画に基づき、業務従事者に対し、ヘルメットや防塵マスクの着用を徹底させるなど、安全を確保すること。

エ 受託者は、その業務従事者の現場における作業環境に留意するとともに、風紀秩序の維持に努めること。

#### (2) 台風などの自然災害や火災等への対応

ア 安全管理計画に基づき、台風、大雨、地震等の自然災害、火災及び事故等の非常時における連絡・避難体制を整備し、常に避難場所や避難方法等の確認及び周知を徹底すること。

イ 台風、大雨等により、処分場の敷地内における冠水、災害廃棄物の飛散、流出等のおそれがある場合には、業務を中止し、業務従事者の避難などの必要な措置を講じ、事故の未然防止を図ること。

ウ 荒天の翌日や通報等があった場合であって、処分場での保管中に強風などで飛散したりしたと思料される廃棄物があった場合には、これを回収すること。また、必要に応じて、処分場周辺を定期的に点検すること。

エ 受託者は、本委託業務における事故、火災等が発生しないよう十分に注意を払うこと。

(3) 周辺環境・企業等への配慮

ア 本委託業務は、災害廃棄物を取り扱うため、環境保全に努めるとともに、疑義がある場合は本市と協議し、その指示に従うこと。

イ 粉じんの発生防止及びアスベストの飛散防止のため、運搬及び処分に当たっては、必要に応じて災害廃棄物に散水し、湿潤状態にして作業すること。

ウ 運搬経路又は処分場周辺企業等からの苦情、申し立て等があった場合は、丁寧な一次対応を行うとともに、本市へ報告すること。

(4) その他

ア 本委託業務に必要な設備等は、全て受託者の責任と負担において準備し、管理すること。

イ 本委託業務において、第三者に損害を及ぼした場合、受託者は責任を持って第三者とその損害について協議し対応すること。また、その経過及び措置を本市へ速やかに報告すること。

ウ 受託者が使用する労務者の行為、または、これに対する第三者からの求償について本市は一切の責を負わない。

エ 受託者は、業務履行にあたり、特許権その他第三者の権利の対象となっている施工方法等を使用するときは、その使用に関する全ての責任を負うこと。

7 疑義の解釈

(1) 本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、その都度本市と協議し、本市の指示に従うこと。

(2) 本仕様書に定めのない事項、または、相互符合しない事項があるときは、本市と協議し定める。

(3) 本仕様書に明示されていなくとも、技術的に当然必要なもの、または、現場の都合上欠くことのできないもの等により生ずる軽易な事項については本市の指示に従うこと。

(4) 原則として、協議結果は書面により確認すること。

8 業務報告

受託者は、毎月末日までに、前月に依頼又は再委託した災害廃棄物等の処理が完了したことを確認した上で、当該処理実績を書面及び当該書面に係る全ての文書を含んだ電子媒体により報告すること。当該報告について、本市が修正等を求めた場合には、その指示に従うこと。

9 業務委託料の支払

受託者は、8の業務報告について本市の検査に合格したときは、当該実績に基づき、業務委託料の支払を請求することができる。

なお、請求の根拠となる証拠書類については、業務完了の日から5年間保存すること。

10 法令遵守

業務の遂行においては、廃棄物処理法、労働安全衛生法等の関係法令を遵守して作業を行なうこと。

## 随意契約に付する理由

件名：災害廃棄物分運搬処理業務

理由： 令和元年9月の台風15号により市内全域において、被災した住宅等から大量の災害廃棄物が仮置場に搬入されており、仮置場の確保と搬入された災害廃棄物の分別、運搬容器への積み込みが必要となる。

仮置場は、市の運動公園内の駐車場を利用しており長く放置すれば、公園を利用する子供たちへの危険性と不法投棄の問題も発生する恐れがあるため早急に搬出処理する必要があり、[ ]クリーンセンター及び一般廃棄物収集運搬許可業者だけでは処理及び車両の確保ができないことが想定される。

本件業務においては、運搬車両の確保及び処理能力の観点から[ ]

[ ]しか請け負うことが難しく、また、[ ]は災害廃棄物処理の専門的な知識と経験を有している。

また、[ ]県は、災害時における応援協定を[ ]

[ ]と締結しており、市として[ ]県を通じ、[ ]へ協力を要請する。

したがって確実な業務の履行が期待できるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定により随意契約とする。

## 見積一者のみの理由書

理由： 令和元年9月の台風15号により市内全域において、被災した住宅等から大量の災害廃棄物が仮置場に搬入されており、仮置場の確保と搬入された災害廃棄物の分別、運搬容器への積み込みが必要となる。

仮置場は、市の運動公園内の駐車場を利用しており長く放置すれば、公園を利用する子供たちへの危険性と不法投棄の問題も発生する恐れがあるため早急に搬出処理する必要があり、[ ]クリーンセンター及び一般廃棄物収集運搬許可業者だけでは処理及び車両の確保ができないことが想定される。

運搬処理と併せて複数の業者に業務依頼をしたが、[ ]県内の処理業者の現状は、どこも対応が難しく、[ ]しか請け負うことが難しい状況である。

なお、[ ]は災害廃棄物処理の専門的な知識と経験を有しており、確実な業務の履行が期待できるため、一者随意契約とする。

実績集計表

災害廃棄物の種類と処理先等

	種類	処理先	所在地	距離	処理単価
1	建設木くず			27.41km	20円/kg
2	生木			27.41km	25円/kg
3	廃プラスチック			41.03km	47円/kg
4	畳			41.03km	39円/kg
5	安定型石綿含有(レベル3)			24.18km	32,000円/m <sup>3</sup>
6	管理型石綿含有(レベル3)			21.65km	37,000円/m <sup>3</sup>
7	燃えがら、ばいじん			—	30円/kg

(運搬業務)

	日付	計量No.	車種	台数	運搬先	運搬距離区分	金額(円)
1	10月15日	87620	大型コンテナ	1		片道(25~37.5km)	44,000
2	10月15日	87626	大型コンテナ	1		片道(25~37.5km)	44,000
3	10月16日	455	大型平ボディ	1		片道(25km以内)	40,000
4	10月16日	87635	大型コンテナ	1		片道(25~37.5km)	44,000
5	10月16日	87638	大型コンテナ	1		片道(25~37.5km)	44,000
6	10月16日	87641	大型コンテナ	1		片道(25~37.5km)	44,000
7	10月17日	87646	大型コンテナ	1		片道(25~37.5km)	44,000
8	10月17日	87651	大型コンテナ	1		片道(25~37.5km)	44,000
9	10月17日	119	大型コンテナ	1		片道(37.5~50km)	48,000
10	10月18日	87665	大型コンテナ	1		片道(25~37.5km)	44,000
11	10月18日	24	大型コンテナ	1		片道(37.5~50km)	48,000
12	10月18日	124	大型コンテナ	1		片道(37.5~50km)	48,000
13	10月19日	599	4tコンテナ	1		片道(25km以内)	25,000
14	10月19日	87670	大型コンテナ	1		片道(25~37.5km)	44,000
15	10月19日	87671	大型コンテナ	1		片道(25~37.5km)	44,000
16	10月19日	87673	大型コンテナ	1		片道(25~37.5km)	44,000
17	10月19日	87676	大型コンテナ	1		片道(25~37.5km)	44,000
18	10月21日	87697	大型コンテナ	1		片道(25~37.5km)	44,000
19	10月21日	87716	大型コンテナ	1		片道(25~37.5km)	44,000
	計			19			825,000

	日付	計量No.	車種	台数	運搬先	運搬距離	金額(円)
1	10月29日	3374581	大型コンテナ	1		片道(25km以内)	40,000
	計			1			40,000

## (処理業務)

## 1 建設木くず

	日付	計量票No.	処理方法	数量(kg)	単価(円)	金額(円)
1	10月15日	87620	チップ化	2,600	20	52,000
2	10月15日	87626	チップ化	2,710	20	54,200
3	10月16日	87635	チップ化	2,410	20	48,200
4	10月16日	87638	チップ化	3,010	20	60,200
5	10月16日	87641	チップ化	3,100	20	62,000
6	10月17日	87646	チップ化	2,980	20	59,600
7	10月17日	87651	チップ化	2,780	20	55,600
8	10月18日	87665	チップ化	2,820	20	56,400
9	10月19日	87670	チップ化	3,260	20	65,200
10	10月19日	87671	チップ化	3,010	20	60,200
11	10月19日	87673	チップ化	3,450	20	69,000
12	10月21日	87697	チップ化	2,530	20	50,600
13	10月21日	87716	チップ化	3,780	20	75,600
	計			38,440		768,800

## 2 生木

	日付	計量票No.	処理方法	数量(kg)	単価(円)	金額(円)
1	10月19日	87676	チップ化	3,350	25	83,750
	計			3,350		83,750

## 3 廃プラスチック

	日付	計量票No.	処理方法	数量(kg)	単価(円)	金額(円)
1	10月17日	119	焼却	2,700	47	126,900
2	10月18日	24	焼却	2,670	47	125,490
	計			5,370		252,390

## 4 畳

	日付	計量票No.	処理方法	数量(kg)	単価(円)	金額(円)
1	10月18日	124	焼却	3,130	39	122,070
	計			3,130		122,070

## 5 安定型石綿含有(レベル3)

	日付	計量票No.	処理方法	数量(kg)	数量(m <sup>3</sup> )	単価(円)	金額(円)
1	10月16日	455	埋立	2,070	7.5	32,000	240,000
2	10月19日	599	埋立	1,870	4.0	32,000	128,000
	計			3,940	11.5		368,000

## 6 管理型石綿含有(レベル3)

	日付	計量票No.	処理方法	数量(kg)	数量(m <sup>3</sup> )	単価(円)	金額(円)
1	10月29日	3374581	埋立	3,130	7.6	37,000	281,200
	計			3,130	7.6		281,200

7 燃えがら、ばいじん

	日付	計量票No.	処理方法	数量(kg)	単価(円)	金額(円)
1		—	埋立	270	30	8,100
2		—	埋立	267	30	8,010
3		—	埋立	313	30	9,390
	計			850		25,500

※ [redacted] で焼却した灰の処理。  
 ※数量は実績でなく、残差率10%で算定。